

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第209号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

第3条中「土地及び建物は毎月末現在、その他の財産は」を削る。

第1号様式注以外の部分中「月分」を「上・下半期分」に、「前月末」を「前期末」に、「本月中」を「本期中」に、「本月末」を「本期末」に、「㎡」を「平方メートル」に改める。

第2号様式注以外の部分中「㎡」を「平方メートル」に、「m<sup>3</sup>」を「立方メートル」に改める。

第4号様式注以外の部分中「㎡」を「平方メートル」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会計室)